

■発行／八王子市 編集／都市戦略部自治推進課 〒192-8501 元本郷町三丁目24番1号 ☎620・7445(直通)FAX627・5939
■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/chukakushi/index.html>



東京初の中核市へ 八王子が変わります!

平成27年4月の中核市移行に向け、着々と準備が進んでいます。
中核市とは？移行により何が変わるのか？パネル展示やフォーラムなど
さまざまな機会を通じて皆様にお伝えしていきます。

ワンランク上のまちづくりを進めるために

本市では、市民の皆様とともに策定した新基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」に基づいて「活力ある魅力あふれるまちづくり」に全力で取り組んでいます。

これまで本市は、「自らのまちのことは自ら決める」という地方分権の考えのもとで、保健所政令市や景観行政団体への移行をはじめ、積極的に都から事務権限の移譲を受けてきました。その結果、市の実情に合った独自の基準を条例に反映できるようになるなどの成果を上げています。

そして、八王子をさらに魅力あふれるまちにするための取組である中核市移行については、平成25年9月の市議会において全会一致で可決いただき、同年12月に都の同意を得たところです。今後は、いよいよ総務大臣に指定の申出を行い、政令公布されることで、平成27年4月に「中核市八王子」が誕生します。

中核市へ移行すると、多くの事務権限が都から移譲され、きめ細かな市民サービスの提供、事務の効率化やスピードアップなどが実現します。また、新たに制定する条例をはじめとした基準づくりには、多くの市民の皆様に参加していただくこととなります。

今後とも市民一人ひとりが八王子に住むことに誇りを持つていただけるよう、この中核市移行をきっかけとして、本市が誇る「市民力・地域力」を活かし、皆様とともにワンランク上のまちづくりを進めてまいります。



八王子市長
石森孝志
たか ゆき

中核市移行をきっかけに 八王子独自のまちづくりを

地方分権の流れ

我が国では、国が政策を決め、市役所などの地方自治体がそれに従い事務を進める社会が続いていました。しかし、社会を取巻く情勢が大きく変化し、これまでのような仕組みでは、個別の課題を解決していくことが困難になってきました。

そこで、国と地方自治体との役割分担を決め、住民に身近な行政を地方に委ね、きめ細かな対応が実現できるよう財源や権限を地方に分ける「地方分権」が推進されることとなりました。



これまでの市の取組は

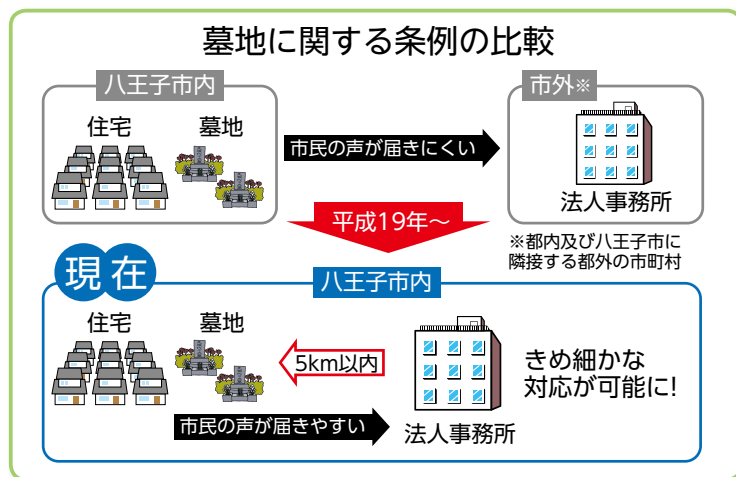
地方分権の取組の一つとして、本市は、地域保健法に基づき平成19年に都内で初めて、都から保健所の移管を受け、市の保健所を設置しました。
保健所を市が運営することで、それまで都と市で担当が分かれていた難病と母子保健の対応について、市が総合的に支援できるようになりました。最近では、食育や自殺対策の取組も保健所が中心となって行っています。

市の実情に合ったルールづくり

さまざまな事務が地方自治体に移ることで、地域の実情に合ったルールとなる条例づくりが可能になりました。

例えば、保健所の移管時に市が墓地に関する条例（八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例）を制定した際、市独自の基準を設定し、望ましい住環境の確保につなげることができました。

市では、こうした経験を活かして、市が行うことができる事務をさらに増やすため中核市への移行を決めました。



事務所と墓地の距離を制限し適正な管理へとつなげるほか、設置計画の周辺住民への説明会の範囲を拡大した。

総務大臣に対して、
中核市指定の申出

政令公布
(中核市指定)

平成27年4月
中核市八王子誕生

会などにより、市民の皆様の意見を伺って

情報提供

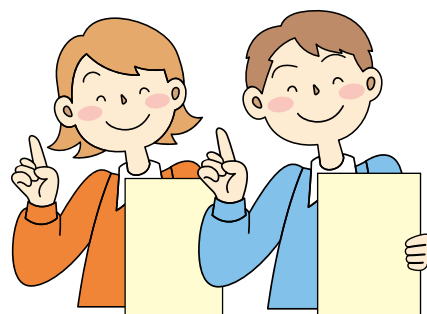
説明会・フォーラム・
広報・ホームページ

自基準の設定)

員のスキルアップ・都からの引継)

市民参加の機会は、
広報や市のホームペ
ージなどでお知らせ
していきます。
是非、皆様の声をお
寄せください。

私は〇〇だと思う！



都道府県・指定都市・中核市の主な権限の比較 (中核市市長会パンフレットをもとに作成)

	福祉	保健衛生	都市計画	環境	教育
都道府県	・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置	・麻薬取扱者(一部)の免許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実施	・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間の1級河川、2級河川の管理	・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付	・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立高等学校の設置認可
指定都市	・児童相談所の設置	・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録	・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道、県道の管理	・建築物用地下水の採取の許可	・教職員の任免、給与の決定
中核市	・保育所の設置の認可 ・特別養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳の交付	・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・旅館業・公衆浴場の経営許可	・屋外広告物の制限 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	・廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理	・教職員の研修

八王子市の場合、都から1,000件を超す事務が移る予定です。

中核市とは…

地方分権の制度には、全国の千700を超える市町村に対して一律に権限を移す方法や、前ページの保健所移管のような個別の法の規定によるもののほかに、都市の規模に応じて権限を与える政令指定都市・中核市などの「大都市制度」があります。その中で中核市は、政令で指定する人口30万人以上の市で、福祉分野を中心に、現在都道府県が行っている事務の一部ができるようになります。このことにより、保育所などの児童福祉施設や特別養護老人ホームなど、施設の設備・運営の基準について、市が定めることができますようになります。

中核市移行までの流れ

これまでの経過と今後の予定

平成25年9月
市議会が中核市指定の申出について全会一致で可決(都へ申出)

平成25年12月
都知事が都議会の議決を経て市の申出に同意

平成26年1月以降

市の実情を踏まえたルールをつくり
魅力あふれるまち
“八王子”を
一緒につくって
いきましょう！

市民の参加

市のルールとなる『条例』を制定する際には、パブリックコメント手続や審議します。また、新たな基準については、地域に赴き丁寧に説明します。

市民の声

パブリックコメント
(意見公募)・審議会・アンケートなど

市の準備

『条例』制定(調査研究・独

円滑な移行に向けた体制づくり(人員確保・職

中核市Q&A

Q 中核市になると、市の仕事が増え、お金もかかると思いますが、税金が上がるのですか？

A 新たな事務の実施にあたっては、国の交付金が増額されることから、中核市になるために市の税金や公共料金を値上げすることはありません。

Q 八王子市は人口50 万人以上なのに、政令指定都市を目指さないのですか？

A 政令指定都市は、人口が50万人以上であることが法律上の指定要件です。しかし実際は、都市としての規模や行財政能力などが現在の指定都市と同等(人口80万人程度の市)である場合に指定されています。まずは、中核市移行を果たし、その後の地方分権(事務移譲)の取り組み方について調査研究を行っていきます。

Q 中核市になるための課題は何ですか？

A 移譲される事務には、専門的な知識を必要とするものがあります。そのため、円滑な移行に向けては専門職の確保や職員のスキルアップなどを図らなければならないと考えています。



「市民フォーラム・未来を語る」

日時 2月2日(日)午後2時～4時30分(1時30分開場)
会場 クリエイトホール 5階ホール(東町5-6 ☎648・2231)

基調講演やパネルディスカッションを通して、市民の皆様とともに八王子のまちづくりについて考える「市民フォーラム・未来を語る」。今回のテーマ「市民とともに歩む中核市」について、パネリストの方々に語っていただきます。

基調講演『市民とともに歩む中核市～自治・分権の動向を踏まえて～』

講師：伊藤 正次 さん(首都大学東京大学院社会科学部教授。写真右)

パネルディスカッション『市民とともに歩む中核市～八王子のまちづくり～』

コーディネーター：伊藤 正次 さん

パネリスト：木下 歩 さん(創価大学学生)

佐々木 武磨 さん(八王子市民生委員児童委員協議会会長)

吉田 恭子 さん(NPO法人エンツリー理事長)

石森 孝志(八王子市長)



※手話通訳・要約筆記があります。また、1歳～就学前のお子さんをお預かりします(事前に申し込みが必要です)。
専用駐車場はありませんので、お車の方は市営駐車場等をご利用ください。

《市民フォーラムについての問い合わせ》 八王子市 総合経営部 広聴課(☎620・7411、FAX620・7322)